



マイナ保険証をご利用ください

-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

① 簡単な手続きでマイナ保険証として利用可能

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。未登録であっても、**医療機関を受診した際、顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。**

病院の窓口でも手続きが出来るんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や特定検診の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。**また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない内容もあるから助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定書等がなくても、**高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。**

一度に高額な負担をしなくて済むわ



・マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局

厚生労働省WEBサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



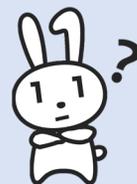
マイナ保険証を利用すると医療費は安くなるの？

医療機関で、自己負担割合を3割としマイナ保険証を利用した場合は、初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナ保険証を利用した方が安くなります。



令和6年12月2日以降マイナ保険証を保有していない場合、受診できるの？

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない場合は、保険者に申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。
また、令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用可能です。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare